

２０１９年８月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長　竹 下 義 樹

(事務局　つくし法律事務所)

**全国生活保護裁判連絡会第２５回総会・交流会のご案内**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

全国29の裁判所でたたかわれている生活保護基準引き下げに関する「いのちのとりで裁判」はいよいよ、名古屋地裁で本年9月から証人尋問、原告本人尋問が開始されます。2013年以降96％の世帯で保護費が減額され、減額幅は3ヶ年合計で国家予算670億円に及ぶこの事件では、生活保護基準部会の部会長代理（岩田正美名誉教授）や経済統計学会の常任理事長（上藤一郎教授）が相次いで証言台に立つなど、その証言内容が大きく注目を集めることは間違いありません。1000人を超える原告相互の交流合宿も2019年6月に第2回を開催し、前回を大きく上回る70名近い原告、200名を超える参加者が集いました。また、2018年10月から3段階で実施が開始された生活保護基準の「見直し」に関する集団審査請求では、審理員、審査会それぞれの段階で、理由付記の不十分により保護変更決定を取り消すべきとする意見書が続出するなど、改正行政不服審査法の効果によって、これまでの杜撰な運用が通用しないことが次々指摘されています。裁決が注目されます。

各地の裁判に目を転じるに、精神障害者保健福祉手帳失効中における障害者加算削除の可否が争われた東久留米市事件（確定）や、過誤認定によって不足した保護費の遅延損害金が認定された京都市事件（控訴）はいずれも一審で勝訴しました。稼働能力事件（四日市事件）、世帯認定事件（鈴鹿市事件）では地裁に続き高裁でも勝利し確定しています。他方で、介護施設入所者加算誤削除や過誤払いに関する秋田市事件や、ケースワーカーの記録改ざん等が問題となった熊本市事件など、法63条に関する事件では不当判決が相次ぎ、また、78条徴収における基礎控除事件では最高裁で逆転敗訴するなど一進一退の状況です。

今年の第25回総会・交流会は、昨年1月、奨学金の違法な収入認定に対し画期的な国家賠償認容判決を得るなど、運動、裁判の両面で近年めざましい活動を続けている福島の地で開催します。ここに総会・交流会へのご参加の案内を申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

**全国生活保護裁判連絡会第25回総会・交流会開催要領**

**１　スローガン**

**なじょすっぺ！生活保護**

**２　日時**

2019年10月19日（土）　開場:午前9時30分　　　開会:午前10時～閉会午後4時30分（予定）

* **同日午後4時30分～5時　反貧困ネットワークふくしま総会を開催予定**

**３　会場**　　**福島学院大学福島駅前キャンパス**

**※会場地図は３面をご参照ください**

〒960-8035 福島市本町２−１０　電話 024-515-3221（代表）

**４　参加費・資料代　（申し込み不要、当日参加可能です）**

○参加費　500円（生活保護利用者は無料です）

○資料代　1,000円（希望者のみ）

**５　プログラム**

10:00　　開会（9:30　開場）

10:15　　**基調講演「子どもの貧困と生活保護**」（仮題）

**阿部彩さん（首都大学東京教授）**

11:15　　**特別報告**　**①evergreen projectの活動と奨学金事件について**

**②東久留米事件について**

**③小田原市の取り組みについて**

11:55　　基調報告　（12:10～　昼食休憩）

13:00　　分科会

第１分科会「生活保護の運用について」

①東久留米市事件、②自動車保有に関する福祉事務所の工夫、③この1年の審査請求事案の分析、④日弁連生活保護法改正要綱案　　など

第２分科会「利用者に寄り添った保護とは」

①奨学金事件を中心にした運動の広がり、②小田原市の取り組みから学ぶもの

③各地の取り組みと運動の目指すところ　など

16:00　　分科会まとめ（16:30終了予定）

16:30　　反貧困ネットワークふくしま総会

17:00　　終了

**６　　問い合わせ先**

* 全国生活保護裁判連絡会事務局　つくし法律事務所

〒604-0883　京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3　楠町ビル3階

TEL 075-241-2244　 Fax 075-241-1661 　E-mail　[jinken@eagle.ocn.ne.jp](mailto:jinken@eagle.ocn.ne.jp)

●現地事務局

あぶくま法律事務所

〒960-8018 福島市松木町７−１７　　電話： 024-534-5151

**７　会場・地図**

**福島学院大学福島駅前キャンパス**

**〒960-8035 福島市本町２−１０　電話 024-515-3221（代表）**

**アクセス　　JR福島駅東口より徒歩約5分、　福島交通バス「大町」より徒歩約1分**

